

令和 2 年 3 月 30 日
土地・建設産業局建設業課

国外の実務経験を、技術検定の受検資格として認定します

～技術力のある外国人技術者等の活躍を支援！～

国土交通省では、技術検定に関するニーズの高まりを受け、以下の取り組みを行うこととしましたので、お知らせします。

国土交通省は、建設工事に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的として、建設業法第 27 条の規定に基づき技術検定を行っています。技術検定試験に合格すると「技士」の称号を称することができます。

1. 国外の実務経験を、技術検定の受検資格として認定します

技術検定試験の受検には、受検者の学歴に応じて所定の実務経験を有している必要があります。これまで受検資格として認められる実務経験は日本国内での経験が必要としていましたが、国外の建設工事に関する実務経験も受検資格として認めることとし、手続を定めました。令和 2 年 4 月より申請の受付を開始します。

なお、国外の実務経験を受検資格として技術検定試験を受検するには、受検申請の前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付を受ける必要があります。申請に必要な書類や申請様式については下記の国土交通省ホームページでご確認下さい。

【注意】

- ・ 受検申請前に予め国土交通省へ申請し、認定書の交付を受ける必要があります。
- ・ 申請の内容によっては審査に相当な期間が掛かる場合がありますので、余裕を持って申請してください。
- ・ 外国語の書類については、和訳(公証手続を経たもの)が必要です。
- ・ 審査の結果、技術検定の受検資格が認められないことがあります。
- ・ 申請手続を円滑に行うためにも、申請書類を事前に確認しますので、書類準備後、申請前にお問い合わせください。

○必要書類・申請様式等は国土交通省ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

2. 外国人でも受検しやすいよう、試験問題にふりがなを付します

日本語を母語としない方も受検しやすいよう、令和 3 年度試験より、全ての技術検定の試験問題に使用されている漢字にふりがなを付します。(一部の種目では、令和 2 年度からふりがな付きの試験問題で行います)

【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 企画専門官 竹村 (内線 24-743)

技術検定係長 酒井 (内線 24-744)

TEL:03-5253-8111(代表) 03-5253-8277(夜間直通) FAX:03-5253-1553